

総社市火災警報等の発令及び解除の基準に関する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第14号

総社市火災警報等の発令及び解除の基準に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法(昭和23年法律第186号)第22条第3項に基づく火災警報及び林野火災警報並びに総社市火災予防条例(平成17年総社市条例第214号)第29条の8第1項に基づく林野火災注意報(以下「火災警報等」という。)の発令及び解除の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(火災警報の発令基準)

第2条 市長は、本市において次の各号のいずれかに該当するときは、火災警報を発令するものとする。

- (1) 実効湿度60パーセント以下かつ最小湿度35パーセント以下であって、最大風速が毎秒7メートル以上となる見込みのとき。
- (2) 平均風速が毎秒12メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- (3) 火災発生の危険性があると特に認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、火災発生又は延焼拡大の危険性が極めて高いと認められない場合は、火災警報を発令しないことができる。

(林野火災警報の発令基準)

第3条 市長は、本市において次の各号のいずれかに該当するときは、林野火災警報を発令するものとする。

- (1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であって、強風注意報が発表されているとき。
- (2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であって、乾燥注意報及び強風注意報が発表されているとき。
- (3) 林野火災発生の危険性があると特に認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、林野火災発生又は延焼拡大の危険性が極めて高いと認められない場合は、林野火災警報を発令しないことができる。

3 林野火災警報の発令対象期間は、1月から5月までとする。

4 林野火災警報の発令対象区域は、森林法(昭和26年法律第249号)第5条に規定する地域森林計画及び同法第7条の2に規定する国有林の地域別の森林計画の対象となる区域(次条第4項において「計画対象区域」という。)とする。

(林野火災注意報の発令基準)

第4条 市長は、本市において次の各号のいずれかに該当するときは、林野火災注意報を発令するものとする。

- (1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であるとき。
- (2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であって、乾燥注意報が発表されているとき。
- (3) 林野火災の予防上注意を要すると認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、林野火災発生又は延焼拡大の危険性が高いと認められない場合は、林野火災注意報を発令しないことができる。

3 林野火災注意報の発令対象期間は、1月から5月までとする。

4 林野火災注意報の発令対象区域は、計画対象区域とする。

(火災警報等の解除基準)

第5条 市長は、発令した火災警報等が前3条に規定する発令基準に該当しなくなったとき(林野火災注意報の発令中に林野火災警報を発令するときを含む。)は、当該火災警報等を解除するものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。